

## 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成22年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p>(支援記録簿)</p> <p><u>第13条の2 校長は、教師と児童・生徒、児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、規範意識を高め、児童・生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう支援記録簿を作成し、支援の充実を図るものとする。支援記録簿の作成、様式その他取扱いについては、支援記録簿の取扱いに関する規則(平成22年那覇市教育委員会規則第9号)の定めるところによる。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

### 付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。